

令和2年5月7日

保護者の皆様

横浜市教育委員会
横浜市立新石川小学校
校長 小嶋 千里

5月11日以降の一斉臨時休業の延長について

保護者の皆様には、本校の教育活動に対するご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言が延長されました。これを踏まえて、5月11日（月）以降についても、一斉臨時休業を延長することとしました。

なお、一斉臨時休業の延長期間についても「緊急受入れ」「校庭開放」については実施します。また、児童の学習や生活の様子を把握するために学校から電話連絡等を行います。また、ご心配なことがある場合は、必要に応じて「教育相談」も行います。ご活用いただくようお願いいたします。

1 臨時休業期間 5月11日（月）～5月31日（日）

- 臨時休業期間における情勢の変動等により、休業期間を延長する場合があります。

2 緊急受入れ実施日 5月11日（月）～5月29日（金）（土日を除く）

（午前）8：15～12：20

（全日）8：15～13：45

※授業時間に合わせていかれるように時間を変更しましたので、終了時間が少し変わりました。

※緊急受け入れカードに記載されている時間は変更前のものですのでご注意ください。

- 緊急受入れはあくまでも「緊急の措置」です。
- 1～4年生及び個別支援学級（全学年）の児童のうち、保護者の就業、その他家庭での対応が困難な場合について、「緊急受入れ」を実施します。また、事情等により一人で家庭で過ごすことが困難な場合は、学年に関わらずご相談ください。
- 1年生は、原則として保護者等の送迎をお願いします。
- 学習に必要なもの、水筒、健康観察票/緊急受け入れカード、マスクを持たせてください。
- 午後までの児童には昼食を持たせてください。
- 児童はもちろん、保護者や同居するご家族の方に体調不良の方がいる場合、大事を取って緊急受入れの利用をご遠慮ください。
- 放課後キッズクラブは、区分2のみ、13：45より開所します。

3 校庭開放実施日 5月11日（月）～5月29日（金）雨天中止

1～6年生 10：30～11：30（時間が変更になっています）

- 全学年が対象です。緊急受入れで登校している児童も対象になります。
- 汗を拭くためのハンカチやタオルと飲み物、健康観察票、マスクを持たせてください。

4 児童の心身の状態の把握について

- 児童の学習や生活の様子を把握するために、5月11日（月）より、担任がお電話をさせていただきます。お子さんが出られるようでしたら、お電話口をお願いします。出勤制限と回線2本のため、8：30～16：00の間に順にお電話となります。ご了承ください。

- 週1回、Webアンケートでお子さんの健康状態についてお伺いします。ご協力をお願いいたします。
- 児童の学習面や生活面、その他ご心配なことがある場合は、「教育相談」を行います。ご希望される場合は、ご連絡（電話911-6281）ください。面談、家庭訪問等、ご希望に応じて行います。

5 一斉臨時休業期間中の学びの保障について

教育委員会では、教科書の内容を基にした学習動画のインターネット配信を行ってきましたが、休業期間中も継続します。t v k（テレビ神奈川）による学習動画の放送については継続する方向で調整中ですので、追ってお知らせします。t v kによる放送を継続する場合、番組表はこれまでと同様にインターネット上に掲載します。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/kyouikukoho/200410dogahaishin.html>

☆本校では5月8日（金）に学習課題の配付を行います。詳しくは学校HPをご覧ください。
また、学習課題につきましては、1年生は3週間分、2年生以上は2週間分となっております。詳しくは各学年日より（5月8日配付）をご確認ください。

6 臨時休業期間中の過ごし方について

臨時休業期間中、健康面、生活面について、次のことに留意して過ごすよう、ご家庭でもご配慮をお願いします。

(1) 健康面

- 毎朝、検温、健康チェックを行い記録すること
- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合（関係機関から濃厚接触者として経過観察を指示された場合も含む）、発熱等の風邪の症状で受診した場合は保護者から学校に報告すること

(2) 生活面

- 不要不急の外出は控え、密閉空間、密集場所、密接場面は避けること
- 心身の健康のために適度に体を動かすことも大切であること
- 公園等を利用する時は、その場所のルールやマナーを考えること
- TV、ゲーム、パソコン等を利用する場合には時間を決めることや、困ったことがあればすぐに身近な大人に相談すること
- 緊急時には保護者と連絡ができるようにしておくこと
- 先生やカウンセラーは休業中も学校にいるので、不安や心配がある場合は、学校に連絡すること

7 6月1日（月）以降について

6月1日（月）以降のことについては後日お知らせします。学校や横浜市教育委員会Webページ、学校からのメール配信等で最新の情報をご覧ください。

<お願い>

次の場合は、保護者の方から学校へご連絡をお願いします。（911-6281）

- ① 児童が新型コロナウイルス感染症と診断された場合
- ② 児童が関係機関から濃厚接触者として経過観察を指示された場合
- ③ 発熱や風邪等で受診した場合